

県民モニターアンケート調査「介護に関する意識」

兵庫県では、高齢者の福祉や介護サービスについて、3箇年ごとに兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）を定めています。

次の3年間（平成24～26年度）においては、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるような取組を行うこととしており、「兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）改定委員会」においてその内容を検討します。

その計画改定の参考とするため、県民モニターの皆様のご意見をいただくことにしました。以下に参考となる資料へのリンクを貼っていますのでご参照ください。

【参考資料1：介護保険制度の仕組み】

【参考資料2：用語解説】

Q1【介護経験の有無】

あなたご自身についてお聞きします。今までに介護を受けたり、介護をしたりした経験がありますか。

ある

ない

Q2【健康のために大切だと思うこと】

あなたご自身が健康を維持し、介護が必要な状態にならないために大切だと思うことは何ですか。当てはまる項目を全て選んでください。

休養や睡眠を十分にとる

栄養バランスの取れた食事をとる

規則正しい生活を送る

気持ちを明るく保つ

散歩やスポーツをする

健康診断などを定期的に受ける

多くの人と話す機会を持つようにする

酒やタバコを控える

地域の活動に参加する

その他（下欄にご記入下さい）

--

Q2 - 2【健康のために実行していること】

あなたご自身が健康を維持し、介護が必要な状態にならないために普段から実行していることは何ですか。当てはまる項目を全て選んでください。

- 休養や睡眠を十分にとる
- 栄養バランスの取れた食事をとる
- 規則正しい生活を送る
- 気持ちを明るく保つ
- 散歩やスポーツをする
- 健康診断などを定期的に受ける
- 多くの人と話す機会を持つようにする
- 酒やタバコを控える
- 地域の活動に参加する
- その他（下欄にご記入下さい）

Q3【将来の不安】

あなたが考える高齢期の生活について、当てはまる項目をそれぞれ1つ選んでください。

- | | | |
|----------------------|-----------|-------|
| (1) 家族が寝たきりや認知症になること | | |
| 不安 | どちらともいえない | 不安でない |
| (2) 自分が寝たきりや認知症になること | | |
| 不安 | どちらともいえない | 不安でない |
| (3) 配偶者に先立たれた後のこと | | |
| 不安 | どちらともいえない | 不安でない |
| (4) 自分の健康のこと | | |
| 不安 | どちらともいえない | 不安でない |
| (5) 生活費など経済的なこと | | |
| 不安 | どちらともいえない | 不安でない |
| (6) 家族のこと | | |
| 不安 | どちらともいえない | 不安でない |
| (7) 仕事のこと | | |
| 不安 | どちらともいえない | 不安でない |

常に気を配り、気持ちを張りつめていなければならないこと
自分が介護している人に対して、つい辛くあたってしまうこと
その他（下欄にご記入下さい）

特に困難や不安を感じない

Q 6 【介護保険料とサービス水準のあり方】

介護保険料とサービス水準のあり方について、当てはまる項目を1つ選んでください。

参考資料3：介護保険料について

- 保険料が高くなってもいいから、介護サービスを充実してほしい
- 保険料も介護サービスも現状程度でよい
- 介護サービスの水準を今より抑えても、保険料が低くなるほうがよい
- わからない
- その他（下欄にご記入下さい）

Q 7 【介護関連サービスに関する認知】

介護関連サービスについて、当てはまる項目をそれぞれ1つ選んでください。

- | | | | |
|--------------|----------|------|--|
| (1) 訪問サービス | | | |
| 内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない | |
| (2) 通所サービス | | | |
| 内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない | |
| (3) 短期入所サービス | | | |
| 内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない | |
| (4) 施設介護サービス | | | |
| 内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない | |

- | | | |
|------------------------------------|----------|------|
| (5) 小規模多機能型居宅介護
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (6) 認知症高齢者グループホーム
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (7) 有料老人ホーム
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (8) 居宅療養管理指導
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (9) 福祉用具貸与・購入
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (10) 住宅改修
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (11) 地域包括支援センター
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (12) 緊急通報システム
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (13) シルバーハウジング
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |
| (14) サービス付き高齢者向け住宅
内容をよく知っている | 聞いたことがある | 知らない |

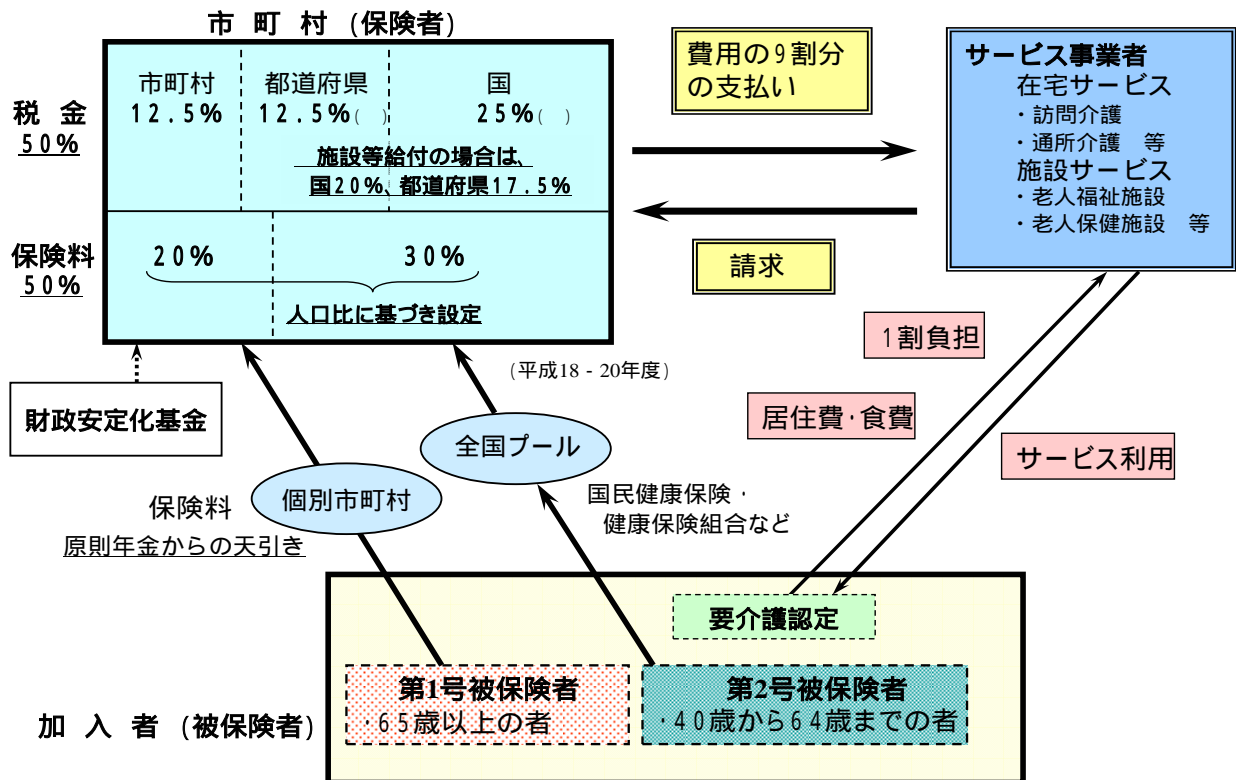
Q 8 今後、介護保険制度行政に期待することがありましたらご自由にお書きください。

--

介護保険制度のしくみ

介護保険は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となり納める保険料と、国・都道府県・市区町村からの公費（税金）を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護（予防）サービスを提供することで、被保険者自身とその家族とを支援する仕組みです。

介護保険制度の仕組み



市町村は...

介護保険の保険者として、制度の運営を行います。
 被保険者からの申請に基づき、要介護認定を行います。
 3年に1度、介護保険サービスの必要量と供給量に関する介護保険事業計画を策定し、保険料を決定します。
 第1号被保険者から保険料を徴収します。

被保険者は...

保険制度の加入者として保険料を納めます。
 65歳以上の住民を第1号被保険者といいます。年金からの特別徴収(天引き)または普通徴収(窓口納付・口座振替)により介護保険料を納めます。原因に関わらず介護や支援が必要な状態になれば、介護保険サービスを利用できます。
 40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者といいます。医療保険の保険料と一括して介護保険料を納めます。16種類の特定期病が原因で介護や支援が必要な状態になった場合に、介護保険サービスを利用できます。

国・都道府県は...

保険者である市町村を財政面で支援します。

用語解説（サービスの種類）

参考資料2

訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 要介護者等の居宅でホームヘルパーにより行われる入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話。 ・訪問看護 患者の居宅で看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助。 ・訪問入浴介護 要介護者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。 ・訪問リハビリテーション 在宅の要介護者等の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション。
通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 在宅の要介護者等を施設に通わせ、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うこと。デイサービス。 ・通所リハビリテーション 在宅の要介護者等を介護老人保健施設、病院、診療所に通わせ、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うこと。デイケア。
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所 在宅の要介護者等を施設に短期間入所させ、養護する事業。ショートステイ。 ・短期入所生活介護 在宅の要介護者等を特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うこと。 ・短期入所療養介護 在宅の要介護者等を介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこと。
施設介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 老人福祉法に基づき設置されている特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。 ・介護老人保健施設 病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として知事の許可を受けたもの。

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型医療施設 療養病床等を有する病院・診療所であって入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 地域密着型サービスの一つ。要介護者等に対し、その心身の状況や置かれている環境に応じて、「通い」「泊まり」「訪問」の3つのサービス形態を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護サービス等を提供すること。
認知症高齢者グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 認知症の要介護者等が共同生活を営むべき住居。 ・認知症対応型共同生活介護 地域密着型サービスの一つ。認知症高齢者グループホームにおいて、入浴、排泄、食事等の介護サービス等を提供すること。
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム 老人を入居させて、入浴・排泄・食事等の介護の提供、食事の提供、その他日常生活上の便宜としての洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかを行う施設。特定施設入居者生活介護の指定を受け、自前で介護サービスを提供する「介護付」、入居者自身の選択により地域の介護サービス事業者が提供するサービスを利用しながら居住できる「住宅型」、要介護状態になった場合は退去しなければならない「健康型」の区分がある。
居宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅療養管理指導 居宅要介護者等に対し、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導。
福祉用具貸与・購入	<ul style="list-style-type: none"> ・特定福祉用具販売 居宅要介護者等に入浴・排泄時に利用する福祉用具を販売すること。 ・福祉用具 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具又は機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるもの。 ・福祉用具貸与 居宅要介護者等に福祉用具を貸し出すこと。
住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修 在宅の要介護者が、手すりの取付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行った時に、支払限度基準額の9割を限度に償還払いで支給される。
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター 介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施するため、市町村または地域包括支援事業の委託を受けた法人が設置する機関。介護サービス事業者やその団体の代表者、利用者や被保険者の代表

	者、学識経験者等で構成される地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営の確保が求められている。
緊急通報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム 一人暮らしの高齢者や要介護者が、緊急時にボタン等を押すことで消防署や警備会社等に自動通報し、安否確認や救援活動等を行うためのシステム。
シルバーハウジング	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーハウジング 高齢者世話付住宅。高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の高齢者向け公営住宅のこと。生活援助員（LSA）が派遣され、緊急時の対応や安否確認、生活指導・相談等のサービスが受けられる。 ・生活援助員（LSA） Life Support Adviser シルバーハウジング・プロジェクト(高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的としたプロジェクト)として供給される住宅等に居住している高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等の支援を行う者。
サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅 これまでの高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）・高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）を廃止し、新たに設けられた登録制度で、バリアフリー構造等を勇姿、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービス。 ・高齢者円滑入居賃貸住宅 高齢者の入居を拒まない住宅として登録されている住宅で、このうちもっぱら高齢者や同居配偶者を賃借人とするものを高齢者専用賃貸住宅（高専賃）と称する。 ・高齢者専用賃貸住宅 高齢者単身・夫婦世帯など専ら高齢者のみに賃貸する住宅。 ・適合高齢者専用賃貸住宅 高齢者単身・夫婦世帯など専ら高齢者のみに賃貸する高齢者専用賃貸住宅のうち、床面積や住宅設備、前払家賃の保全措置、家事・健康管理サービスの提供について厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出られた住宅。 ・高齢者向け優良賃貸住宅 高専賃のうち、バリアフリー家等の高齢者に対応した設計・設備を備える住宅で、都道府県が認定したもの。

市町別第4期(平成21~23年度)第1号保険料

参考資料3

市町名	月 額	市町名	月 額
神戸市	4,640円	養父市	4,750円
姫路市	4,580円	丹波市	3,970円
尼崎市	4,711円	南あわじ市	3,900円
明石市	4,208円	朝来市	4,600円
西宮市	4,088円	淡路市	3,700円
洲本市	3,900円	宍粟市	4,200円
芦屋市	4,400円	加東市	4,350円
伊丹市	4,200円	たつの市	3,800円
相生市	3,700円	猪名川町	4,000円
豊岡市	3,840円	多可町	4,400円
加古川市	4,000円	稲美町	4,300円
赤穂市	3,300円	播磨町	3,900円
西脇市	4,400円	市川町	4,040円
宝塚市	4,000円	福崎町	3,600円
三木市	3,980円	神河町	3,750円
高砂市	4,300円	太子町	4,050円
川西市	3,900円	上郡町	4,100円
小野市	4,000円	佐用町	3,600円
三田市	4,307円	香美町	3,807円
加西市	4,050円	新温泉町	3,223円
篠山市	3,490円	県加重平均	4,312円

所得段階が第 4 段階の 2 の場合の月額保険料です。

参考：一般的な保険料段階設定の例

段 階	対 象 者		保 険 料
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 		基準額 × 0.5
第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人 		基準額 × 0.5
第 3 段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、第 2 段階に該当しない人 		基準額 × 0.75
第 4 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は市町村民税非課税だが、世帯内に市町村民税課税者がいる人 	1 うち、公的年金等の収入と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額 × ^{0.8} ~ 0.9
		2 うち、公的年金等の収入と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人	基準額 × 1.0
第 5 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の人 		基準額 × 1.25
第 6 段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の人 		基準額 × 1.5

市町によっては、被保険者の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、さらに保険料段階を細分化(多段階化)しているケースがあります。また、基準額に対する割合は市町によって異なることがあります。